

予防給付から介護給付変更時のケアプラン引継ぎについて

(変更申請を提出し、暫定で介護サービスを継続利用する場合)

※月日は例示

現担当の介護支援専門員等（以下前任CMと略）が変更申請を介護保険係に提出
【1月15日付】



居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下後任CMと略）を決定
後任CM 居宅サービス計画作成届出書を介護保険係に提出【1月15日付】
前任CM サービス事業者に変更申請を行ったことを連絡



後任CM 居宅介護支援事業所との契約締結【1月15日付】
担当者会議（引継ぎ）・利用料金等を説明（介護度により異なる）



後任CM 介護給付プラン作成（暫定利用分）【1月15日付】



変更申請結果「要介護」認定



前任CM
予防給付ケアプラン評価
【1月14日時点】の提出

介護給付になった場合、変更申請月の給付管理は居宅介護支援事業所が行う

→予防給付と介護給付を合わせて国保連に請求

※ 認定結果が出るまでは請求できません

【注意事項】

変更申請後に、入院等により同月内にサービスを暫定利用されなかった場合

・同月内での日付で居宅サービス計画作成届出書を市に提出した場合

→届出を取り下げ、翌月以降に再度提出

→前任CMへ連絡

→変更申請前の予防給付については、認定が下りたら前任CMが給付管理を行い、地域包括支援センターが請求する